

覚えておこう！

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは「頭を冷やす」という意味で、いったん申し込みや契約をした場合でも一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

訪問販売などの不意打ち的な販売方法や、仕組みが複雑で契約内容を理解するのが難しい取引など、特定の取引が対象です。

クーリング・オフできないもの

- 店舗や通信販売で購入したもの
- 3,000円未満の現金取引
- 自動車の購入 など

クーリング・オフの対象となる主な取引と期間

<ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売 (アポイントメントセールス・キャッチセールスを含む) ●電話勧誘販売 (電話による勧誘での契約) ●特定継続的役務提供 (エステ・語学教室・美容医療など) ●訪問購入 (店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約) 	8日間
<ul style="list-style-type: none"> ●連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス) ●業務提供誘引販売取引 (内職商法など仕事の紹介を伴う契約) 	20日間

【クーリング・オフをする時の記載例】

契約解除通知

契約年月日 ○○年○月○日
 商品名(又は役務の内容) ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社 株式会社○○○□□営業所
 担当者 ○○ ○○さん

上記の契約は解除します。
 なお、支払った代金○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日
 契約者住所 仙台市○○区○○○○○○
 契約者氏名 ○○ ○○

クーリング・オフは必ず記録が残るように通知します。

【はがきなど書面の場合】

あて先と通知文のコピーを取り保管します。「特定記録郵便」や「簡易書留」で送付します。

【メールやウェブサイトの場合】

送信済みメールや画面のスクリーンショットを保存しておきます。

【FAXの場合】

通知文と送信記録を保管します。

※クレジット契約の場合はクレジット会社にも通知します。

泣き寝入りはゼツタイにダメ!!

クーリング・オフの期間が過ぎてしまっても、事業者が法律に定められたルールを守っていないときなどは契約を取り消すことができる場合があります。あきらめずに、消費生活センターに相談しましょう。



困った時や不安な時はひとりで悩まず、すぐ相談しよう!

仙台市消費生活センター

消費生活相談ダイヤル

消費者ホットライン

TEL.022-268-7867 または 局番なし 188

※対象は仙台市に在住または通勤・通学している方です。

相談受付時間 月～金曜日(午前9時～午後4時30分)、土曜日(午前9時～午後4時) 休館日 日曜日、祝日、年末年始
仙台市青葉区一番町4丁目11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階 FAX.022-268-8309



マスコットキャラクター さっち

R0409

今日から君も

オトナ消費者



毎日、商品やサービスを買ったり使ったりして生活している、私たちはみんな「消費者」です。これからオトナとして社会に出ていくみなさん一人ひとりが、トラブルにあわない安全な消費生活を送るために、正しい知識を身につけましょう!

仙台市消費生活センター

知っておきたい契約のルール

「契約」と聞くと、難しいものと思われそうですが、実は身近で、誰もが毎日行っています。日々の買い物や携帯電話を使うこと、電車やバスに乗ることなど、これらはすべて「契約」です。

1 「契約」は口約束だけでも成立します

お店へ行って、客が「これをください」と言い、お店側が「売ります」と承諾すれば、契約成立です。「口約束」だけでも契約は成立します。契約書の作成が必ずしも必要なわけではありません。

2 「契約」は法的な拘束力が生じる約束です

「契約」が成立したら、正当な理由がない限り、一方的に内容を変更したりやめたりすることはできません。契約の解除には相手の同意が必要になります。契約が守られない場合、損害賠償を請求されることもあります。

3 「契約」の無効や取消しができるケースがあります

「契約」の内容や成立に問題があった場合には、契約の無効や取消しを主張できることがあります。

- 未成年者が行った契約
- だまされたり脅されたりして交わした契約
- 重大な勘違いによって成立した契約

成人の「契約」こんな注意が必要です！

成人になると親の同意を得ずに、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。一方で、知識や社会経験が少ない若者が悪質業者のターゲットとされ、消費者トラブルに巻き込まれることが懸念されています。

未成年者は「法定代理人の同意なく未成年者がした契約は取り消すことができる(未成年者取消権)」と法律で定められていますが、成人になるとこのような保護はありません。

自分で契約することは自分で責任を持つことです。消費者被害にあわないために「契約」について正しい知識を身につけることがとても大切です。



！トラブルにあわないために

- ◆軽い気持ちで契約しない！本当に必要か考えよう。
- ◆高額なものの契約やうまい話には要注意！ ◆ネットの情報に流されない！
- ◆急かされる契約はしない！その場で決めないで家族や友人に相談しよう。
- ◆契約書や申込書をよく読んで、内容を確認してから署名・押印しよう。
- ◆借金してまで契約しない！ ◆きっぱり断る勇気をもとう！



契約とは

契約成立

⇒合意←



どちらか一方の都合で契約をやめることは原則できません！！

！若者によくあるトラブル

マルチ商法 ~ネットワークビジネス~

先輩や友人に誘われて…

「簡単にもうかる」「友人を誘って会員にすると紹介料がもらえる」などと勧誘され、化粧品や健康食品などの販売組織と商品やサービスの契約をさせられます。思うようにいかず、借金や商品の在庫を抱えたり、友人や知人を無理やり勧誘して人間関係を壊したりしてしまいます。

トラブル対策

友人や先輩に誘われてもその場で契約せず、家族や信頼できる人に相談しましょう。



副業サイトのトラブル

簡単な仕事で収入を得られると思ったのに…

「簡単な仕事で高収入」などと勧誘され、ノウハウを教えるというセミナーや情報商材などの契約をさせられる手口です。収入はほとんど得られず、もうけようと要求に応じるために借金を重ねてしまうこともあります。

トラブル対策

仕事を始める前に高額な契約を結ばせる時は要注意。簡単に借金をしないようにしましょう。



エステの無料体験

エステの「無料体験」の広告を見て…

「無料サービス」や「500円で体験」などと目を引く広告で人を集め、高額なサービスや商品を契約させるのが「無料商法」です。無料や安価でサービスを受けると、その後の勧誘が断りにくくなり、つい契約をしてしまったり、「今だけ」「あなただけ」と契約を急かされたりすることも…

トラブル対策

タダより高いものはありません！契約を急かされても必要がなければ、はっきりと断りましょう。



ネット通販のトラブル

ネットで注文したけど…

手軽で便利な通信販売ですが、「支払ったのに商品が届かない」「サイトの写真と違うものが届いた」「1回だけ買うつもりだったのに定期購入になっていた」といったトラブルが見られます。

トラブル対策

購入前に返品の条件や契約内容をよく確認しましょう。最終確認画面のスクリーンショットを残しておくことも大切です。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。注意しましょう。



！こんなケースも要注意！！

悪質な訪問販売

1人暮らしを始めたばかりの部屋に突然訪問されて、電気料金やインターネット回線の料金が安くなるという勧誘を受けて、よく理解しないまま契約してしまった。など

トラブル対策

不用意にドアを開けず、必要のないものはきっぱり断りましょう。



賃貸住宅退去時のトラブル

部屋を退去する際、敷金や保証金を超える原状回復費用を請求されたり、貸主が敷金や保証金の返金に応じない。など

トラブル対策

- 入居前…契約書の内容を確認しましょう。
- 入居時…入居した時の部屋の状況をメモや写真で記録しておきましょう。
- 退去時…貸主立会で修繕箇所等をチェックしましょう。



！トラブルのきっかけはSNS!?

『SNSで知り合った人と直接会って見たら、怪しい投資に勧誘された』『SNSの広告を見てお試しのつもりで注文したら定期購入になっていた』など、SNSがきっかけのトラブルが増加しています。安易に信用せず、必要な情報を正しく選択する目を持つことが大切です。